



南箕輪村と信州大学農学部との連携・協力に関する協定書

南箕輪村と信州大学農学部は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、産業振興、人材育成、保安及び環境保全等の分野で連携・協力するため次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、南箕輪村と信州大学農学部が連携・協力することによって、安心して暮らせる活力ある地域づくりを進めるとともに、学術研究機能の向上と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 南箕輪村と信州大学農学部は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) 地域資源の活用に関すること。
- (3) 安全・安心な地域づくりに関すること。
- (4) 人材育成及び生涯学習に関すること。
- (5) 教育及び学術研究に関すること。
- (6) 環境保全に関すること。
- (7) その他、両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成28年11月16日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を定期的に行い、有効期間満了の日の2か月前までに両者のいずれからも申し出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に3年間延長するものとし、その後も同様とする。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月8日

南箕輪村
村長

唐木 一直



信州大学農学部
学部長

藤田 智之

